

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	広告掲載の申込み及び決定
根拠法令(例規)及び条項	美唄市ホームページ広告掲載取扱規則第3条
法令(例規)番号	平成18年2月6日規則第1号
関係条項	同規則第2条、美唄市ホームページバナー広告掲載取扱基準第2条
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係
審 査 基 準	<p><b>【美唄市ホームページ広告掲載取扱規則】</b> (広告の種類及び範囲)</p> <p>第2条 ホームページに掲載する広告は、広告内容を表す四角の画像ファイルを表示し、そのファイルから広告主が希望するサイトへのリンクが張れるバナー広告(以下「広告」という。)とし、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1) ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの</p> <p>[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条]</p> <p>(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの</p> <p>(4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの</p> <p>(5) その他、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの</p> <p><b>【美唄市ホームページバナー広告掲載取扱基準】</b> (バナー広告掲載の範囲)</p> <p>第2条 規則第2条第5号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないとして認めるものは、次のものをいうものとする。</p> <p>(1) 消費者金融の広告</p> <p>(2) 選挙関係に関する広告</p> <p>(3) 出会い系サイトや掲示板、チャットを主体とする広告</p> <p>(4) 違法な活動を支援または助長している広告</p> <p>(5) 通信販売及び訪問販売に関する広告</p> <p>(6) 求人広告、意見広告及び名刺広告</p> <p>(7) 人権を害するおそれがある広告</p> <p>(8) 学校教育法に基づかない教育施設に関する広告</p> <p>(9) 著しく紙面の調和を損なうと認められる広告</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる広告</p>
	審査基準未設定理由

標準処理期間	
備考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	自己に関する個人情報の開示
根拠法令(例規)及び条項	個人情報保護条例第14条第1項
法令(例規)番号	平成11年3月29日条例第2号
関係条項	同条例第14条第2項～第4項、第18条
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係 ほか
審 査 基 準	<p>(自己情報の開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己に係る個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合又は特別な理由があると実施機関が認める場合は、代理人が本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。</p> <p>3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないことができる。</p> <p>(1) 法令等により本人に開示できないと認められるもの</p> <p>(2) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって本人に知らせないことが正当と認められるもの</p> <p>(3) 開示することにより、市、国若しくは他の地方公共団体の公正又は適正な行政執行に著しい支障が生じると認められるもの</p> <p>(4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれのあるもの</p> <p>4 実施機関は、第1項の請求に係る個人情報に、前項各号のいずれかに該当する部分がある場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	14日
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	自己に関する個人情報の削除
根拠法令(例規)及び条項	個人情報保護条例第16条第1項
法令(例規)番号	平成11年3月29日条例第2号
関係条項	同条例第8条、第10条、第18条
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係 ほか
審 査 基 準	<p>(自己情報の削除請求権)</p> <p>第16条 何人も、実施機関が第8条の規定による制限を超え、又は第10条の規定によらないで自己に係る個人情報(自己に係る保有特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。)を収集したと認めるときは、実施機関に対して、その削除を請求することができる。</p> <p>[第8条] [第10条]</p> <p>2 何人も、自己に係る保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(1) 第8条及び第10条の規定による制限を超えて収集されたとき。</p> <p>(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</p> <p>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第2項第3号において同じ。)に記録されているとき。</p> <p>(4) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による削除の請求について準用する。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	14日
備考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	自己に関する個人情報の中止
根拠法令(例規)及び条項	個人情報保護条例第17条第1項
法令(例規)番号	平成11年3月29日条例第2号
関係条項	同条例第17条第2項～第4項、第18条
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係 ほか
審 査 基 準	<p>(自己情報の中止請求権)</p> <p>第17条 何人も、実施機関が第11条第1項の規定によらないで自己に係る個人情報の目的外利用若しくは外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしようとし、又はしていると認めるときは、その中止を請求することができる。</p> <p>[第11条第1項]</p> <p>2 何人も、自己に係る保有特定個人情報がある各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の利用の中止を請求することができる。</p> <p>(1) 第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されようとし、又は利用されているとき。</p> <p>(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</p> <p>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</p> <p>3 何人も、番号法第19条の規定に違反して自己に係る保有特定個人情報が提供されようとし、又は提供されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止を請求することができる。</p> <p>4 第14条第2項の規定は、前3項の規定による目的外利用等の中止の請求について準用する。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	14日
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	自己に関する個人情報の訂正
根拠法令(例規)及び条項	個人情報保護条例第15条第1項
法令(例規)番号	平成11年3月29日条例第2号
関係条項	同条例第15条第2項、第14条第2項(準用)
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係 ほか
審 査 基 準	<p>自己に係る個人情報について、事実の記載に誤りがあると認めるもののほか、同条例第14条第2項の準用規定による。 (自己情報の開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己に係る個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合又は特別な理由があると実施機関が認める場合は、代理人が本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。</p> <p>3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないことができる。</p> <p>(1) 法令等により本人に開示できないと認められるもの</p> <p>(2) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって本人に知らせないことが正当と認められるもの</p> <p>(3) 開示することにより、市、国若しくは他の地方公共団体の公正又は適正な行政執行に著しい支障が生じると認められるもの</p> <p>(4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれのあるもの</p> <p>4 実施機関は、第1項の請求に係る個人情報に、前項各号のいずれかに該当する部分がある場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	14日
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	自己に関する特定個人情報の削除
根拠法令(例規)及び条項	個人情報保護条例第16条第2項
法令(例規)番号	平成11年3月29日条例第2号
関係条項	同法第8条・第10条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項・第20条・第28条
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係 ほか
審 査 基 準	<p>(自己情報の削除請求権)</p> <p>第16条 何人も、実施機関が第8条の規定による制限を超え、又は第10条の規定によらないで自己に係る個人情報(自己に係る保有特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。)を収集したと認めるときは、実施機関に対して、その削除を請求することができる。</p> <p>[第8条] [第10条]</p> <p>2 何人も、自己に係る保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(1) 第8条及び第10条の規定による制限を超えて収集されたとき。</p> <p>(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</p> <p>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第2項第3号において同じ。)に記録されているとき。</p> <p>(4) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による削除の請求について準用する。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	14日
備考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	自己に関する特定個人情報の削除
根拠法令(例規)及び条項	個人情報保護条例第17条第2項
法令(例規)番号	平成11年3月29日条例第2号
関係条項	同法第11条第1項、第11条の2第1項・第2項、第17条第3項・第4項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、第20条、第28条
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係 ほか
審 査 基 準	<p>(自己情報の中止請求権)</p> <p>第17条 何人も、実施機関が第11条第1項の規定によらないで自己に係る個人情報の目的外利用若しくは外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしようとし、又はしていると認めるときは、その中止を請求することができる。</p> <p>[第11条第1項]</p> <p>2 何人も、自己に係る保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の利用の中止を請求することができる。</p> <p>(1) 第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されようとし、又は利用されているとき。</p> <p>(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</p> <p>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</p> <p>3 何人も、番号法第19条の規定に違反して自己に係る保有特定個人情報が提供されようとし、又は提供されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止を請求することができる。</p> <p>4 第14条第2項の規定は、前3項の規定による目的外利用等の中止の請求について準用する。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	14日
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	広告掲載の申込み及び決定
根拠法令(例規)及び条項	美唄市広報紙広告掲載取扱規則第3条
法令(例規)番号	平成19年4月26日規則第19号
関係条項	美唄市広報紙広告掲載取扱基準第2条
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係
審 査 基 準	<p><b>【美唄市広報紙広告掲載取扱規則】</b> (広告の範囲)</p> <p>第2条 広報紙に掲載する広告は、市の広報紙の公共性、中立性及び品位を損なわず、次のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する営業に該当するもの [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条]</p> <p>(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの</p> <p>(4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの</p> <p><b>【美唄市広報紙広告掲載取扱基準】</b> (広告掲載の範囲)</p> <p>第2条 規則第2条第5号に規定する広報紙に掲載する広告として適当でないと認めるものは、次のものをいう。</p> <p>(1) 消費者金融の広告</p> <p>(2) 選挙関係に関する広告</p> <p>(3) 違法な活動を支援又は助長している広告</p> <p>(4) 人権侵害又はそのおそれがある広告</p> <p>(5) 著しく紙面の調和を損なうと認められる広告</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、不適當と認められる広告</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	公文書の情報公開の決定
根拠法令(例規)及び条項	美唄市情報公開条例第8条
法令(例規)番号	平成11年3月29日条例第1号
関係条項	同条例第9条第1項
所管課係名	美唄デザイン課広報情報係 ほか
審 査 基 準	<p>(実施機関の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書の公開をしなければならない。</p> <p>(1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの</p> <p>(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの</p> <p>(3) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報</p> <p>(4) 市又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)の事務又は事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは市の機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められるもの</p> <p>(5) 市と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生じると認められるもの</p> <p>(6) 試験の問題及び採点基準、検査等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の市又は国等の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの</p> <p>(7) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により明らかに公開する</p>

		<p>ことができないとされている情報</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの  イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
	<p>標準処理期間</p>	<p>14日</p>
	<p>備考</p>	